(ウ)　北緯二四度一六分四五秒
　　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒
　　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒
　　東経一二八度二九分五三秒
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十八号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年三月十五日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　北陸前沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一二、〇〇〇メートルまでの間

(ア)　北緯三八度五一分一一秒
　　東経一四二度二一分四七秒
(イ)　北緯三八度四四分一一秒
　　東経一四二度三一分四七秒
(ウ)　北緯三八度二一分一一秒
　　東経一四二度〇九分四七秒
(エ)　北緯三八度二八分一一秒
　　東経一四一度五九分四七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年三月十五日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　足摺岬沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空

(ア)　北緯三二度〇三分一三秒
　　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三一度三八分一三秒
　　東経一三二度三七分五一秒
(ウ)　北緯三一度二五分一三秒
　　東経一三二度〇七分五一秒
(エ)　北緯三一度三〇分四三秒
　　東経一三二度〇九分二一秒
(オ)　北緯三二度〇〇分一三秒
　　東経一三二度三四分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年三月十五日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、六月及び七月を除く期間は〇九〇〇から一六三〇まで、六月及び七月の期間は一二〇〇から一六三〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　遠州灘の次の第一号の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線並びに第二号の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一五、〇〇〇メートルまでの間

一　六月及び七月を除く期間における区域

(ア)　北緯三四度一七分一二秒
　　東経一三七度一一分四九秒
(イ)　北緯三四度二三分三四秒
　　東経一三七度二九分三七秒
(ウ)　北緯三四度二三分三八秒
　　東経一三七度二三分三一秒
(エ)　北緯三四度一六分五七秒
　　東経一三七度四九分五五秒
(オ)　北緯三四度〇七分四六秒
　　東経一三七度四五分五〇秒
(カ)　北緯三四度〇一分一三秒
　　東経一三七度二〇分四九秒

二　六月及び七月の期間における区域

(ア)　北緯三四度一七分一二秒
　　東経一三七度一一分四九秒
(イ)　北緯三四度二三分三四秒
　　東経一三七度二九分一四秒
(ウ)　北緯三四度二三分三八秒
　　東経一三七度三六分一一秒
(エ)　北緯三四度〇五分一五秒
　　東経一三七度三六分一二秒
(オ)　北緯三四度〇一分一三秒
　　東経一三七度二〇分四九秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年三月十五日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年四月二日（予備、同月三日から同月五日までの間）及び同月六日（予備、同月七日から同月十日までの間）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒
　　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
　三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年三月十五日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年三月二十五日から同月二十九日までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　房総半島東方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三五度一五分一二秒
　　北緯三五度〇〇分一二秒
(イ)　東経一四二度一九分四八秒
(ウ)　東経一四一度五九分四八秒

実施艦等　航空機二機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
　三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年三月十五日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年三月二十五日から同月二十九日までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　房総半島東方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三五度一五分一二秒
　　北緯三五度〇〇分一二秒
(イ)　東経一四二度一九分四八秒
(ウ)　東経一四一度五九分四八秒

実施艦等　航空機二機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
　三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。